

積立定期預金規定

2025年1月1日現在

積立定期預金（以下「この預金」といいます。）は、預金共通規定および次の規定により取扱います。

1. 預金契約の成立

当行は、お客様からこの預金に係る、当行所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、当該預金に係る契約が成立するものとします。

2. 預入れの方法等

(1) この預金の預入れは1回1,000円以上とし、①毎月口座振替、②随時入金（ATM、店頭入金）のいずれの方法でも預入れできます。なお、②による預入れのときは必ず通帳を持参してください。

(2) この預金は、当店のほか当行本支店のどこの店舗でも預入れができます。

3. 預金の種類、継続の方法等

この預金への預入れおよび継続はあらかじめ指定を受けた型区分により次のとおり取扱います。

(1) 個人契約口座

① 一般型の場合

- A. 各預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。
- B. 最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても以後同様とします。
- C. この預金は、次に定める満期日以後に支払います。
 - a. 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。
 - b. 前記aにより指定された満期日を1か月を経過しても解約されない場合、またはその間に最長預入期限が到来したときは、満期日の指定はなかったものとし、引き続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

② 満期日指定型の場合

- A. この預金は1か月以上10年以内の任意の日を最終預入日に定め、その3か月後の応当日を満期日とします。
- B. この預金は1口ごとの期日指定定期預金としてお預りします。ただし、預入日から満期日までの期間が1年未満のときは、自由金利型定期預金（M型）とします。
- C. この預金は満期日前1年ごとの応当日において、預入日（継続したときはその継続日）からの期間が2年を超える期日指定定期預金（本項により継続した期日指定定期預金を含む）は満期日が到来したものとし、その元利金の合計額をとりまとめ、1口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- D. この預金は満期日以後に利息とともに支払います。

③ 年金型の場合

- A. この預金は 6 か月以上 10 年以内の任意の日を最終預入日に定め、その日から 6 か月以上 5 年以内の任意の応当日を支払開始日と定めます。ただし、50 万円以上 10 万円単位で一括預入れをし積立を省略することもできます。
- B. 前記 A の支払開始日の 3 か月前の応当日を年金元金計算日とします。
- C. 年金元金計算日を満期日とし (1) ②満期日指定型の場合の B、C を準用します。
- D. この預金は年金元金計算日に次により分割し、支払開始日以降 1 年以上 10 年以内の期間にわたって年金として支払います。この場合、すべての期日指定定期預金は年金元金計算日に満期日が到来したものとし、その元金と自由金利型定期預金 (M 型) の元金との合計額を「年金計算基本額」とします。
 - a. 年金計算基本額をあらかじめ指定された支払回数で除した金額 (ただし 100 円単位とします。) を元金として年金元金計算日から、3 年分の支払いについてあらかじめ指定された期間ごとの応当日を満期日とする期日指定定期預金または自由金利型定期預金 (M 型) (以下これらを「定期預金 (満期支払口)」といいます。) を作成します。
 - b. 年金計算基本額から前記 a により作成された定期預金 (満期支払口) の元金の合計額を差引いた金額を元金として、1 口の期日指定定期預金 (以下これを「定期預金 (継続口)」といいます。) を作成します。
 - c. 定期預金 (満期支払口) は各々その満期日に、元金をあらかじめ指定された預金口座に入金します。
- E. 定期預金 (継続口) は、満期日に前記 D に準じて取扱い、以後同様とします。この場合、前記 D に「年金計算基本額」とあるのは「定期預金 (継続口) の元金」と、「年金元金計算日」とあるのは「定期預金 (継続口) の満期日」と、「あらかじめ指定された支払回数」とあるのは「あらかじめ指定された支払回数のうち定期預金 (継続口) の満期日における残余の支払回数」と読み替えるものとします。ただし、残余の支払回数が前周期の支払回数以下になる場合には、当該定期預金 (継続口) の元金から定期預金 (満期支払口) の元金の合計額を差引いた金額は、預入期間が最も長い定期預金 (満期支払口) に加算します。

(2) 法人契約口座 (満期日指定型)

- ① この預金は 6 か月以上 10 年以内の任意の日を最終預入日に定め、その 3 か月後の応当日を満期日とします。
- ② この預金は契約期間が 3 年以上の場合には満期日からさかのぼって 2 年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が 1 年以上ある預入金額については、その期間・預入金額に応じた自由金利型定期預金 (M 型) または自由金利型定期預金の利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。
- ③ この預金は満期日以後に利息とともに支払います。

4. 利息

- (1) この預金の利息は、預入金額 (継続したときはその継続後の預金金額。以下同じ。) ごとにその預入日 (継続したときは継続日) から満期日の前日までの日数について、預入日現在における期間および預入金額に応じた店頭表示の預金種類の利率によって計算します。

預金種類（期日指定定期預金・自由金利型定期預金（M型）・自由金利型定期預金）ごとの利息の計算方法は、各預金規定を準用します。

- (2) 利率は、金融情勢に応じて変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。
- (3) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について預金種類（期日指定定期預金・自由金利型定期預金（M型）・自由金利型定期預金）ごとの店頭表示の利率によって計算し、この預金とともに支払います。預金種類ごとの利息の計算方法は各預金規定を準用します。
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5. 取引の制限等

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (3) 第1項もしくは第2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の全部または一部を制限することがあります。
- (4) 前三項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は前三項にもとづく取引等の制限を解除します。

6. 解約等

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しなかったことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が預金共通規定第6条第1項に違反した場合

- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 前条第 1 項から第 3 項までに定める取引等の制限に係る事象が 1 年以上に亘って解消されない場合
 - ⑤ 法令で定める本人確認等における確認事項、及び前条第 1 項もしくは第 2 項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が誤りである場合
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑦ 前記①から⑥の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、当行が取引を継続することが不適切である場合には、当行はいつでも取引を停止し、または通知することによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 口座開設申込時等にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 本人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - D. 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ③ 本人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

7. 通帳の記帳方法

- (1) 複数の定期預金を 1 口にした場合および継続した場合は、併合または継続された各別の定期預金についての支払記帳はいたしません。

- (2) 複数の定期預金を同時期に支払う場合は、これらを合計で記帳させていただく場合があります。
- (3) 「お預り残高」欄には、記帳日現在でこの口座にお預りしている定期預金の総額を記帳いたします。

8. 規定の変更

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上